東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セーフティモデル)

建築物名称	K様邸
作成年月日	R7. 6. 28

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0						0
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	8					8
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4					4
別表2 計			12	12					12
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	0	0					0
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	1	1					1
別表3 計			1	1					1
別表 4	子育て支援施設やキッズルー	-ム等に関する基準	0						0
別表 5	管理・運営に関する基準		0						0
別表 6	区市町村からの意見の反映に	関する基準	0						0
別表4,5,	6 計		0	0					0
	合計		13	13					13
	チェック結果	*	0	K					

	or ± -	ı <i>l. hêr</i>	必須	項目		選択	項目		
	既存・さ	义11多	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0						0
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0					8
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0					4
別表2 計			12	0					12
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0					3
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0					2
別表3 計			5	0					5
別表 4	子育て支援施設やキッズル	一ム等に関する基準	0						0
別表 5	管理・運営に関する基準		0						0
別表 6	区市町村からの意見の反映	に関する基準	0						0
別表4,5,	6 計		0	0					0
	合計		17	0					17
	チェック웨	吉果							

別表1 立地に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	垻日	泰 理	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子供の遊 び場所	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。 (1)子育てひろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 (2)児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設 (3)子供が遊べる広場、公園や緑地など			□選択	□選択	□ 必須	□選択	
2	保育、教 育施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。 (1) 保育所、幼稚園などの保育、教育施設 (2) 小学校及び学童クラブなどの教育施設など			□ 選択	□選択	□選択	□選択	
3	医療施設	敷地出入口から徒歩圏内 (おおむね800m以内(注1)) に小児科や耳鼻 科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。			□ 選択	選択	選択	選択	
4	生活利便 施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上あること。 (1)鉄道駅やバス停 (2)食料品や日用品などが購入できる商業施設 (3)銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設 (4)子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設			□選択	選択	□選択	選択	
	活発な地 域活動	 次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 (3) 自治会や地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント (4) 「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動 (5) 「子供110番の家」の取組 			□ 選択	選択	選択	選択	
		海 人语口粉	必 —	必 _	必 —	必 —	必 (0	必 —	
		適合項目数	選 (7)	選 ()	選 0	選 0	選 0	選 0	

注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。

注2 0~3歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セーフ	フティ				セ	レクト				アドバ	ンスト		
			新築		既有	字·改修		兼	斤築		既存・	改修	新	築	既存	·改修	
	項目	基準	世位し	が 須で該 当する部 近等 かな い 場っ ケ エ ッ ク		必須で 当する 位等合 チェッ	部な		必須で該 当する部 位等かな い場っ チェック			必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな トエック		必須で該 当する部 位等がな い場っ チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの(2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが300mm以下のまたぎ段差を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが300mm以上450mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2 未満であること。 ウ 間口(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。						□ 選抜	₹		選択		□ 必須		□ 選打	7	
2	転落防止 ・ ・ に 後 防止 物 危 防 ち る と る と る と も と も と も と も と も と も と も と	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段(開放されている側に限る) (7) 原則床面(階段にあっては路面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 4 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては路面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。	■ 必須		□必	須 🗆		」 必須			必須		□ 必須	0	□ 必須		(1)ア (ア) 階段手摺、バルコニー手摺、2階 以上の窓の窓下端は、床面から 1100mm以上とし、確保できない窓 については、手すりを設置する (1)ア (イ)バルコニー及び住戸内階段の手す りは足がかりとならないように腰 壁手すりとする (1)イ 手すりは壁手すりとする為、 縦格子無し
		(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100m以上(1,200mm推奨)の柵で囲うか、手すりから600m以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。	■ 必須		□必	須] 必须			必須		□ 必須		□ 必須		エアコンの室外機は、バルコニーの手すりから 600mm以上離して設置する(奥行300mmの室外機 を想定)
		(3) 置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	■ 必須			須] 必须			必須		□ 必須		□ 必須		バルコニーに面する窓については、戸先錠仕様 とし、開口制限ストッパー付きとする
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	■ 必須			須 □] 必須	I		必須		□ 必須		□ 必須		北側の通路、玄関部分は下屋根と し、その他、窓については網戸付き とすることで落下物防止とする

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セー	フティ					セレ	クト			ア	ドバンス	スト		
				新	築	Ę	既存・改)		新築		既存	•改修		新築		既存·	·改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		1	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		世化	公須で該当する部立等がない場合チェック		必須で該 当するがな 位等がな い場っ チェック		必須で 当する 位等が チェッ	部な		必須で該 当するがな 位場かな チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	シックハ ウス対策	る特定建材は	内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用い、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆表示のあるホルムアルデヒト発散建築材料に該当しないもの)とす	■ 必須			必須		_ ų	4須		□ 必須 ※1		□必	須		必須 ※1		内装の仕上げ、天井裏等の下地材 はF☆☆☆☆の建材を使用する。
		(1) 防犯対策用の	鍵を使用する。	■ 必須		_ :	必須		£	須		□ 必須		□ 必	須		〕必須		玄関ドアの鍵については、防犯建物 部品 (CP) 表示品とする
4	防犯対策	(2) 室内との通話	機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。	■ 必須		_ :	必須		☐ 4ê	必須		□ 必須		□ 必	須		〕 必須		カメラ付きインターホンを設置する
		は、避難計画	面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものに 上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィル セント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置	■ 必須			必須		☐ ½	必須		□ 必須	i 🗆	□ £	須		〕 必須		侵入が想定される1階のバルコニーに面 する窓はシャッターを設置する。また、 2階のバルコニーに近接する建物は無い
5	界床の防 音性の確 保	ア 床スラブ コンクリ ト造で普 するもの イ JIS A 14 撃音レベ	次のいずれかとする。 厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋 ート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリー 通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有 とする。 は8-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による床衝 ルに対して、JIS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性 方法)による床衝撃音遮断性能Li,r,H-55等級相当以上と							軽択 /		□ 選択		必	須		選択		
		音性を確保す	については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮 るための方策を講じる。 次のいずれかとする。						o i	氎択		□ 選択		□必	須□		選択		
	界壁の防	ア 界壁の厚 コンクリ ト造で普 するもの イ JIS A 14	- みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋 ート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリー 通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有						o ii	髪択		□ 選択		□ 必	須] 選択		
6	音性の確保	(2) コンセントボ 当該界壁の両 また、当該界	ックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、 側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁 間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。						o i	基択		□ 選択		□必	須		選択		
			については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮 るための方策を講じる。 ロ 郵						□ ĭ	氎択		□ 選択		□ 必	須		選択		
7	開口部の 防音性の 確保	JIS A 4706 (る。	サッシ)による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用す サッシ)による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用す						_ i	択		選択		□ 必	須 2 大		選択		
8	抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応	SIAAの基準を	満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、 、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。							軽択 /		□ 選択		□ 選	ĮĮ į		選択		
			適合項目数	必須	8	必須		0	必須選		0	必須選	0	必須選	0	必須	į .	0	
			建筑物けび石から除くこととし、 みぬする建筑物にあって	択	0	択		0	択		0	択	0	択	0	択		0	

^{※1} 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

^{※2} 遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	プティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、 吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カ パー等指挟み防止措置を講じる。			□選択	□選択	□必須□□	選択	
1	玄関	(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸 数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。			□選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
1	公 渕	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置 できる構造になっている。			□選択	□選択	□選択	選択	
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明 を設置する。			□選択	□選択	選択	□ 選択	
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変形 追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガード も耐震性に配慮したものとなっている。			□選択	□選択	□選択	選択	
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制 御が可能な水栓金具とする。			□選択	□選択	□選択	選択	
	洗面所•	ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。 タッチレス水栓とする。			選択	選択	選択	選択	
2	脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造に なっている。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の 設備を施す。			□選択	□選択	□選択	□選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			セレ	クト	アドハ	ベンスト	
			新	築	既存	・改修	新	築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部な 位場の チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	当する部	必須で該当する部 位等がない場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 進入防止錠等の設置										浴室のドアには鍵を床上1400mm以 上に設置し、外から解錠できるも のとする。
		浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。	■ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須□□	□ 必須 □	□必須□□	
		また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。										
	Mo de	(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。					□ 選択		□選択	□必須□□	□選択	
3	浴室	(3) 手すりの設置				/		/				
		浴槽への出入りのための手すりを設置する。					選択		選択	選択	選択	
		(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。					□ 選択		□選択	□ 選択	□ 選択	
		(5) 広さの確保 (c)										-
		内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。					選択		選択	□ 必須 □ 選択	選択	-
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止										
		(6) 水柱金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水柱金具等とする。					□ 選択		□選択	□選択	□選択	
		カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。					□ 選択		□選択	□選択	□選択	
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置浴室暖房乾燥設備を設置する。					□ 選択		□選択	□選択	□選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	フティ		セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築	既存·改修	新	築	既存·改修	\$	新夠		既存·	改修	
4 トイレ 5 台所	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で認当するがない場合 チェック		必須で該部 位等が合 チェック	当す位等	質で該 ける部 等がな 場合 エック		必須で該 当する部 位等がな サエック		必須で該部 位等が合い チェック	表記のある図面番号、計画の内容等	
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁の距離 (ドアの開放により確保できる部分を含む。) が500mm以上を確保する。			選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。			□ 選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
		(3) 外から解錠できる鍵	■ 必須 □	□必須□□	□必須		□ 必須	_	□ 必須		□ 必須		表示錠(間仕切錠)とし、外側からも解 錠できるものとする
		扉に外側から解錠できる鍵を設置する。											
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。			□ 選択		選択		□ 必須		□ 必須		
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式 キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。			□ 選択		選択		□ 選択		□ 選択		
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さ として、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。			□ 選択		選択		□ 選択		□ 選択		
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯 温度の制御が可能な水栓金具とする。			□ 選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
		タッチレス水栓とする。			□ 選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
5	台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しな いような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッ チン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。			□選択		□選択		□選択		□ 選択		
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。	• × × • □]			
		ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □ 選択		□ 必須□ 選択□		□ 必須□ 選択		□ 必須□ 選択		コンロはロック機能付きのものとする
		(6) 食器洗い乾燥機の設置			□選択		□選択	\nearrow	□選択		□選択		
		ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 (7) 耐震ラッチの設置			□選択		□選択	$\overline{}$	□ 必須		□ 選択		
		吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。 (1) 開き戸						$\overline{}$					
		子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 〇吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。原の開閉の途中の状態も含める。ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。・主に分譲:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(入居者の意向により設置)〇戸先側は次のサポれかの対策を講じる。・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。											
6	建具	居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸			選択 選択		選択 選択		□ 必須□ 選択		選択 選択		
		(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。			選択		選択		□ 必須		選択		

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

		セーフ	'ティ	セレ	クト	アドバ	シスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するが 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上 13mm未満)がない構造とする。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
	(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものと するなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手 は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
	(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
	(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにす ることにより、子供でも使いやすいものとする。			□選択	□選択	□選択	□選択	
	(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
7 居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 く算定式> (S1+S2)/当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm末満の収納部分の水平投影面積(㎡) ×(当該収納部分の高さ(cm)/180)			選択	□ 選択	選択	選択	
	(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内 に設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
	(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、 やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮し た形状・仕上げとする。			□選択	□選択	□選択	□選択	
	(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのでき るような構造とする。			□選択	□選択	□選択	□選択	
	(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い 材料を使用する。			選択	□選択	選択	選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ				セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新	築	既存•	改修		新築		既存	·改修	新		既存	·改修	
	項目	基準		必須で該 変するがな が場合 がオック		必須で該部 位等が場合 が場っク	=	i ti	必須で該 当する部 立等の が場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	バルコ ニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する(消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。	■ 必須		□ 必須		<u></u> р	必須		□ 必須		□必須		□ 必須	ing	(1) ア:手すりは足がかりにならない 腰壁 (H1100)とする イ:室外機はバルコニー手摺から 600mm以上離して設置する ウ:物干し金物は部屋側の外壁に 設置し、物干し全やは子どがか りにならないように設置する エ:避難ハッチは設置しない
		(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ 登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手 すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講 じる。					o i	選択		□ 選択		□選択		□ 選択	1	
9	住戸内通 路及び出 入口	(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm (柱等の箇所にあっては750mm) 以上を確保する。 (2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)は750mm (浴室の出入口にあっては600mm)以上を確保する。								選択		選択		選択		
	住戸內階 段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。 ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。					X	数		□ 選択		□ 必須		□ 選折		
		(2) チョリの故 少なくとも片側 (勾配が45度を超える場合は両側) に、かつ、踏面の 先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。 (3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止する ため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。					i	_		選択		□ 必須		選折□ 選折	//	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			¥	新築	既存·	·改修	Ŕ	f築	既存•	改修	新	築	既存	字·改修	
項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場かか チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場かか チェック		必須で該 当するが 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
テレワー 11 クスペー ス		ペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備 注接続が可能なインターネット環境、コンセント等)を整					選打	₹ /	□選択		□ 選択		□ 選	R	
12 その他	その他、子育	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。					□ 選打	₹	□ 選択		□ 選択		□ 選	界	
		適合項目数	必須	4	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	
		地口"火口效	選択		選 択		選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

			セーフティ				セ	レクト			アドバ	ンスト			
				新築	既有	•改修		新築	既	存·改修	新	築	既存	•改修	
	項目	基準		必須で該部 当するがな 位等かな チェック		必須で該 当するが 位 い場合 チェック		必須で該当する部位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位等合 い場合 チェック		必須で該 当するがな 位い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 直接外部に開放されている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止するため手すりを設置し、安全性に配慮する。													
1	転落防止 ・落下物 による危	 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、共用館下にあっては1階に存するもの、共用階段にあっては高さ1m以下の階段の部分は除く。 ア 手すりの高さ(7)原則床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) 腰壁等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 		須 ■			业	須 □	□必	公須 □	□ 必須		□ 必須	im	直接外部に開放されている共用廊 下及び共用階段が無いため該当な し
	険防止	イ 手すり子が、床面 (階段にあっては踏面の先端) 及び腰壁等 (腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。) からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下 (90mm推奨) であること。 ウ 入居者の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上の高さに建するよう設置すること。													
		(2) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。		須 ■			□必	須	☐ ×2	必須 🗆	□ 必須		□必須		窓、開放廊下や階段の直下に道路、 通路、出入口が無いため該当なし
2	転倒防止	玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床 面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利 用できるよう、滑りにくい材料を使用する。					□ 適	択	□ 選	墨択	□ 必須		□ 選折		
3	衝突防止	エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明 ガラスは、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突 防止シールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。		須 ■				須		必須 🗆	□ 必須		□ 必須		面積の大きな透明ガラスが無いた め該当なし
4	避難経路 における 安全確保	避難経路にある建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、複雑な機構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすいものとする。					□選	択	□選		□ 必須		□選択		
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。					□ 適	択	□適	選択	□ 選択		□選折		
		以下に例示するものなど、防犯対策を講じるていること。							_						
6	防犯対策	防犯カメラの設置等の防犯対策を講じること。					□ 選	択	□ 選	鳅	選択	/	□ 選択		
		中廊下型やコア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オート ロックシステムを導入する。 以下に例示するものなど、防災に関する対策を講じていること。					□ 選	択	□ 遵	氎択	選択		□ 選択		
		東京都LCP住宅の登録を受けている。					□ 選	报	□選	₽#₽	□ 選択		□選扔		
7	防災対策	防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築など の防災対策を講じている。					□ 選				□ 選択		□ 選択		
		受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸 水経路にマウンドアップや止水版・防水犀などの対策を講じるとともに 土嚢の準備などを行っている。					□ 適	択		墨 択	□ 選択		□ 選折		
		以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じてい ること。													
8	省エネ・ 再エネ対	東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。					□ 遵	択	□ 選	選択	□ 選択		□ 選択		
	策	太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					□ 達	択	□選	壁択	□ 選択		□ 選択		
9	中古流通	以下の例示する取組など、認定を受けた集合住宅の中古流通が促進されるような取組を講じること										•			
	促進	(1) 長期優良住宅の認定を取得している					□ 違	択		選択	□ 選択		□ 選択		
	(2) 瑕疵保険検査基準への適合			0	必	0	必	0	业		必	0	必必		
	適合項目数			0	須	0	須選	0	須選	0	須選	0	須選	0	_
			択	U	択	0	択	0	択	0	択	0	択	0	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	" ティ	-†	アレクト	アドバ	シスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
ij	頁目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で 当する 位等が い場合 チェッ	部 当する部 位等がない場合	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を 設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの 経路とする。)。			□選択	□選択	□必須□	選択	
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□選択	□選択	□必須□	□選択	
		(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分 には次の基準に適合する傾斜路を設ける。				1 1			
	プロー 大共用	ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。				$/ \hspace{.1in} \hspace{.1in} /$			
	下	イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、 かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原 則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			選択	選択	□ 必須 □	選択	
		ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごと に踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。							
		エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。			/				
		(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			□選択	選択	□選択	選択	
		地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次 の基準に適合していること。				1 .			
		(1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。				/ /		/	
		(3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。			□選択	/	□□必須□□	選択	
2 z	レベー	(4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーに ホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。							
		(5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。							
		(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			□ 選択	選択	□必須□	□選択	
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ		セレ	クト		7	ドバンスト			
			新築	既存·改修	新翁	É	既存·i	改修	新築	思	存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場かな サエック		必須で該 当する部 位場かかない チェック	必須 当す 位 い場 チェ	る部 がな 合	必須で該 当するがな い場合 チェック	
		(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。										
		ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。										
		イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避け る。										
		ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。										
		エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。										
		オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに 通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることがで										
	11. ED 914 CN.	週しる大用階級及びその類り郷の幅は、800mm以上とすることがして ・			□ 選択		□ 選択		□必須[建択	
3	共用階段	1,000㎜外上 1,200㎜外上 700㎜外上										
		カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の 高さの位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばすこと とし、端部を壁面又は下部に曲げること。										
		キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程度 の高さとする。										
		ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。										
		ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはっきり認識できる 照明、角度、位置とする。										
		(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		氎	
		(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。 ア 幅員800mm以上とする。				/		/				/
		イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。										
		管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位 置へ設置する。										
4	共用玄関	エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防 犯力メラの設置等により見通しを補完する対策が講じられているこ と。			□ 選択		□ 選択		□ 必須 [選択 /	
		オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出 入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。										
		(2) 宅配ボックスを設置する。			□ 選択		□ 選択		選択		氎択	
		(3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。			□ 選択		□ 選択		選択		氎択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

					セー	-フティ				セレ	クト			アドバ	ンスト		
					新築		既存・词	改修	,	新築	既存	·改修	新	築	既存	·改修	
項目		基準			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	3		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
5	危険個所 等への進 入防止	いよう、柵の	、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できな 設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により 場合はその限りではない)。		須 ■		必須			頁 □	□必須	i 🗆	□ 必須		□必須		屋上、受水槽、機械室等が無い為 該当なし
6	ごみ集積所	ごみ集積所を設置に当たっ	ては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等に	■必	須		必須			1 🗆	□必須	i 🗆	□ 必須		□必須		調布市の設置基準に準じ、高さ1mのコンクリート壁で囲み、段差・傾斜の無い 場所に設置する。また清掃の為の水栓も 設置する。
		も配慮した設	= , = 0														
7	自転車置場	るとともに、 設置する場合 所管の自治体	において定めている設置基準等を満たした自転車置場とす 子供用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋外に は、屋根付とする。 に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置 る自転車置場を設置する。						□ 選:	R	□ 選択		□ 必須		選択		
8	ワーキン グスペー ス	ワーキングス ける。 ア 複数の利 イ セキュリ 明、コン	ベース等を設置する場合、以下に例示するようなもので ベース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設 用者が一度に利用できる机、椅子 ティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照 セント等の設備 個室や可変可能なパーテーション							R	□ 選択		□選択		□ 選択		
			必須	1	必須		0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0		
	適合項目数	選択					選択	0	選択	0	選択	0	選択	0			

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

	項目	基准		セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	書記のなる図売乗り 社画の内容な
	垻日		基 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
1	子育て支 援施設	準等を遵守す また、こと。 行うこと。 なお、認 可外 指導監督要綱	設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を 保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する (昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導事			□選択	選択	選択	選択	
		ともに、設置 また、一般住))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守すると 後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 宅部分と動線や配管等を分離すること。							
	キッズ	規定を準用す 営する上で有	を設置する場合、仕様等については別表2及び別表3のるほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運効と認められる設備、備品を設ける。 まつ替えのできるスペース			□ vaa to	- Value	The state of		
2	ルーム	イ 共用トイ ウ テーブル				□ 選択	選択	■ 選択	」 選択	
3	集会室や交流スペース	集会室、交流 別表3の規定 基準等の定め と。 集会室、交流	スペースを設置する場合、仕様等については別表2及びを準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、がある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守するこ スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。 項の基準を満たす。			選択	□ 選択	選択	選択	
4	屋外ス	(1) 屋外スペース ニティ形成上 ア 砂場や滑 イ 共用の手	を設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュ 、有効と認められる設備、備品を設ける。 り台 洗い場やトイレ 日陰スペース			選択	□ 選択	選択	選択	
- T	ペース	置する場合、 められる設備 ア 散水や手 イ 共用道具	菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認、備品を設ける。 洗いのできる水栓 を収納する物置 作物を調理する設備			□選択	□選択	□選択	選択	
			適合項目数	選 0		選 10	選 0	選 0	選 0	

別表5 管理・運営に関する基準

項目	基進	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
供日	盗中	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
住画からで事 (重要) (重要) (重要) (重要) (重要) (重要) (重要) (重要)	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育で支援サービスの提供、子育て支援のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・取売広告や八万選予の一般公券となるす育し、又援地試の研設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (4) 必の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (6) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを説明する。 (7) 大居者の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (4) 人居者が子育で支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) は、責任者を明確にするとともに、使月方法、使用時間、費用負担等の表のでは、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (5) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故的止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じること、 大況に応じた対応を徹底することとなど、 サに事故的止に応じた対応を徹底することとなど、 サに事故的止に応じた対応を徹底することとなど、 使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			選択	選択	□ 必須※	□ 必須※	

別表5 管理・運営に関する基準

	西口	1± 74±	セース	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	まむのとフ図工乗り、北京の中央体
	項目	基準	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
		(3) 子育て支援サービスの提供における配慮							
		以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。 子育て支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係 法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管 となる自治体と事前に協議を行うこと。							
		ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供							
1	住宅計 画、募集 から入居 までの配	イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施			□ 選択 ※	選択 ※	□ 選択	選択 ※	
	慮事項	ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス							
		エ 子育て等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育て支援サービスとして知事が認めたもの							
		子育て支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要 なルール等を定めること。							
		ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。							
		イ 子育て支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、 提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、 サービスの提供頻度等を取り決めること。							
2	安心して 日常生活 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、 屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板 への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、 継続的に周知していくこと。			□ 選択	選択 ※	□ 必須	□ 必須	
	めの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て 支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で 定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択	選択 ※	□ 必須	□ 必須 ※	

別表5 管理・運営に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	供口	海 中	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
3	コテイ成の配恵の項	(1) 入居者間の交流の機会の創出 入居者間のコミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目的として、以下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。ア ウェルカムパーティー イ 共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ウ 不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケット エ 子育ておしゃべり会、パパ会、ママ会 オ 餠つきやラジオ体操などのイベント カ 防災訓練や防災マップ作成会議 キ 住宅の自治会などによる各種イベント ク WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ 形成のためのイベント等			□ 選択	□ 選択	□ 必須	□ 必須	
		(2) 地域の人との交流の機会の創出 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以下の例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア 地域の人も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント イ 町会・自治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防犯活動やお祭りなど様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等			□ 選択	□ 選択	□ 選択	選択 ※	
	•	適合項目数		必 — 選択 O	必須 — 選択 0	必 須 選 択 0	必須 選択 0	必須 選択 0	

※ 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

	項目		基準		セーフティ		セレクト		ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
- 快日			宏 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	区市町村 からの意 見の反映	て支援サービ	定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育ス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設支援サービスの提供を実施すること。			選択	選択	□ 選択	選択	
			適合項目数	選 (7)	選 10	選 0	選 0	選 0	選 0	